横浜町立小中学校における
働き方改革プラン

令和７年１２月

横浜町教育委員会

はじめに

横浜町教育委員会では、郷土に誇りを持ち、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりのため、学校運営に創意工夫をこらし、知・徳・体を育む学校教育の推進に努めることを学校教育の指導方針としております。

社会が急速に変化する中で学校を取り巻く環境は、ますます複雑化・多様化し、学校への期待や役割が増え続け、教育職員の長時間勤務の実態が全国的に明らかになっています。本町においても、多くの教育職員が疲労や心理的負担を抱えながら業務を行っています。

また、このような激しい時代に生きる子どもたちは、自分の未来の可能性を自ら切り開いていくとともに、周りのあらゆる者を価値ある存在として尊重し、多様な社会変化を乗り越えていく力を身に付けていく必要があります。

このような中、学習指導要領の改訂時における円滑な実施や、質の高い学校教育を持続するため、「学校における働き方改革」が全国的に進められています。教育職員のこれまでの働き方を見直し、日々の生活の質の向上や自己の研鑽により、自らの人間性や創造性を高め、子どもたちに必要な指導を持続的に行うことができる状況を作り出すため、適正な業務分担や必要な環境整備など、長時間勤務是正に向けた取組を実施していくこととしています。

このため、本町教育委員会では「横浜町立小中学校における働き方改革プラン」を策定し、この実現に向けた取組を着実に前進することとしました。

まずは保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら、関係機関と連携し取組を進め、教育職員はやりがいを持って勤務し、子どもたちは健康でのびのびと成長することを願っています。

目　次

１　学校における働き方改革を進める目的 ・・・・・・・・・・・・・１
（１）教育の質の向上
（２）教育職員の心身の健康保持
（３）生活と仕事の充実

２　本町教育職員の長時間勤務の現状 ・・・・・・・・・・・・・・・１

３　プランの期間・目標等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（１）期間
（２）目標等
（３）進行管理

４　具体的な取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
【教育委員会における取組】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
（１）働きやすい環境の整備
（２）部活動指導に係る負担の軽減
（３）勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営

【学校における取組】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
（１）働きやすい環境の整備
（２）部活動指導に係る負担の軽減
（３）勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営

５　保護者・地域住民等への理解・協力の推進 ・・・・・・・・・・・７

６　参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

１　学校における働き方改革を進める目的

（１）教育の質の向上

働き方改革は、単に時間外勤務時間（長時間労働）を削減することだけを目的に行うものではありません。

教育職員が子どもたちの教育に必要な業務の適正化を図ることにより、授業内容の改善や子どもたちと向き合う時間が十分に確保され、より効果的な教育活動（教育の質の向上・維持）を行うことが出来るようになります。

（２）教育職員の心身の健康保持

時間外勤務が長くなる等、過度な長時間勤務が続くと、心身の疲労や疾患リスクが高まると言われています。

日々教育の最前線に立つ教育職員の健康状態は、子どもたちの心の安定や学力形成、生徒指導にも影響を及ぼす恐れがあります。

教育職員が心身ともに健康でいられるために、勤務時間・健康管理を意識した 働き方を促進します。

（３）生活と仕事の充実

教職員個々の生活を充実させることは、仕事を充実させる基本となります。教育職員がワークライフバランスの取れた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができる環境を整備することは何よりも重要となってきます。

働き方改革によって生み出された時間を自己研鑽や余暇に当てることで、教育職員個々の人生がこれまで以上に豊かなものとなるようにします。

２　本町教育職員の長時間勤務の現状

（令和６年度　時間外勤務の実績確認）
調査対象期間：令和６年４月～９月
調査対象学校：横浜小学校、横浜中学校の教育職員

①１人当たりの時間外勤務（平均）時間　（単位：時間）

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	６ケ月平均
小学校	29.10	27.52	25.10	17.72	7.28	19.81	21.08
中学校	33.79	26.93	29.12	27.68	9.18	24.91	25.26
全　体	31.44	27.22	27.11	22.70	8.23	22.36	23.17

②時間外勤務時間区分ごと集計　（単位：人）

6ケ月平均	小学校	中学校	合計
45時間未満	13（100.0%）	12（100.0%）	25（100.0%）
45時間以上 80時間未満	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）
80時間以上 100時間未満	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）
100時間以上	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）	0（ 0.0%）
合　計	13	12	25

１人当たりの時間外勤務（平均）時間の６ヶ月平均については、小学校は２１時間であり、中学校では２５時間となっております。年度始めの４月から６月の忙しい期間の小中学校全体の３ヶ月平均でも２８時間となっております。

また、時間外勤務時間区分においては、小学校も中学校も４５時間未満で、１００％との割合になっています。

当町の場合、６ケ月平均で４５時間を超えている教育職員はおりませんが、個人で見た場合、多い月で６７時間を勤務している教育職員がいました。

３　プランの期間・目標等

（１）期間

令和６年度から令和７年度までの２年間を取組期間として、働き方改革の推進に取組みます。

また、令和８年度以降については、２年間の取組状況を検証し、プランの改善や見直しを行います。

（２）目標等

①対象の範囲

文部科学省指針に基づき、本プランに掲げる措置は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第２条第２項に規定する教育職員全てを対象とします。

教育職員：校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員
※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用されます。

②「勤務時間」の考え方

「勤務時間」とは、文部科学省の指針における「在校等時間」とします。

所定の勤務時間外に校内において、自らの判断に基づき自己研鑽の時間その他業務外の時間については、自己申告に基づき除くものとします。

また、校外勤務についても、職務として行う研修への参加や子どもたちの引率等の職務に従事している時間については、対象として合算します。ただし、これらの時間からは、休憩時間を除くものとします。

「臨時的な特別の事情」とは、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめや学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し子どもたちに深刻な影響が生じている、又は生じる恐れがある場合などを指すものです。

③横浜町立小中学校の教育職員の勤務時間の上限

令和２年３月に青森県教育委員会が策定した「学校における働き方改革プラン」を踏まえて、横浜町立小中学校の教育職員の勤務時間の上限を次のとおりとします。

【原則】上限時間 時間外勤務　①１ケ月　４５時間以内　　②１年間　３６０時間以内
【特例】子どもたちに係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合 時間外勤務　①１ケ月　１００時間未満　②１年間　７２０時間以内 ※月４５時間超は年間６ケ月以内、複数月平均８０時間以内

※教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではありません。

※教育職員の勤務時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、真に必要な学校教育活動をおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は、記録させることがあってはなりません。

④本プランにおける目標

現状では時間外勤務（平均）時間は、③で示した勤務時間の上限の範囲内となっています。令和７年度までの当面の目標については、１ヶ月の時間外勤務については、４５時間以内とし、現状維持の０％にすることを目標とします。

令和６年度（現状０％）⇒　　令和７年度（現状維持０％）

☆１ケ月４５時間以内の時間外勤務とするための令和７年度までの目標☆

時間外勤務 （平均）時間	小 学 校 令和６年度⇒令和７年度	中 学 校 令和６年度⇒令和７年度
45 時間未満	１００％　⇒　１００％	１００％　⇒　１００％
45 時間以上	０％　⇒　０％	０％　⇒　０％

（３）進行管理

着実な取組を進めるに当たり、勤務時間の把握や毎年度の取組の検証を行うとともに、各学校の状況や国・県の動向等を踏まえ、必要に応じてプランの見直しを行います。

４　具体的な取組

【教育委員会における取組】

教育委員会では、本プランに掲げる目標を達成するため、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行います。

（１）働きやすい環境の整備

①教育職員の意識改革

ア　業務改善が図られるよう、業務改善に係る好事例を周知したり、週１回「ノー残業デー」の設定をするなど、意識の醸成に努めます。

イ　働きやすい環境づくりのため、休暇制度や子育て支援制度について周知し、制度等の一層の理解を深めるよう努めます。

②長期休業期間中における「学校閉庁日」等の設定

ア　学校閉庁日を町内一律で設定し、全校で休暇が取りやすい環境づくりをします。

③弾力的な勤務時間の割振り

ア　修学旅行等の引率業務や学習発表会（文化祭）及び運動会（体育祭）等の学校行事・事前準備等における４週間単位の変形労働勤務時間制の活用の推進を図るため、一層の周知に努めます。

④メンタルヘルス対策の充実

ア　教育職員自らがストレスを予防・軽減できるように、メンタルヘルス等健康相談事業の充実を図るとともに、公立学校共済組合が実施するメンタルヘルス等健康相談事業について、その活用の周知に努めます。

⑤地域の人材の有効活用

ア　学校評議員や民生委員、行政区長などの地域の教育力を活用し、学校活動の全般において地域の協力を得ながら、学校運営体制の充実や教育職員の負担軽減を図ります。

イ　外部人材（指導者）の指導力向上のため、研修会への参加を促します。

⑥専門スタッフの活用

ア　児童生徒の国際理解教育や外国語教育の充実を図るため、外国語指導助手を配置します。

イ　子どもたちや保護者等への相談活動等を行う、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置と緊急時における速やかな派遣に努めます。

ウ　教員の業務支援のための県スクール・サポート・スタッフの活用を推進します。

エ　特別な配慮を必要とする子どもたちの学校生活における安全の確保と学習環境を整えるため、特別支援教育支援員の適正な配置に努めます。

オ　部活動指導員の配置について、学校と協議しながら前向きに検討します。

⑦校務支援システムの導入

ア　成績処理などを行う支援システムやメール機能などを有するグループウェアを備えた「校務支援システム」を導入し、業務の軽減を図ります。また、その際は出来るだけ青森県と共通のシステムを導入できるよう検討し、教育職員が異動した際でも活用できるような仕組みづくりに努めます。

（２）部活動指導に係る負担の軽減

①部活動休養日等の完全実施

ア　教員の部活動指導における負担が過度にならないように、全ての部活動における休養日等の設定の定着を図るため､学校に対して継続的に働きかけを行います。

②部活動の地域への移行や合理的・効果的な部活動の推進

ア　小学校の運動部活動については、既にスポーツ少年団へ移行していますが、更なる少子化に伴い、教育委員会が主体となり中学生の地域移行問題についても視野に入れて検討します。

イ　複数の学校による合同部活動の在り方や、スポーツ少年団等との積極的な連携等情報収集し検討します。

（３）勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営

①在校等時間の客観的な計測・記録

ア　出退勤時間の適切な管理により、教育職員の在校等時間を客観的に記録し、勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえ、公文書として保存管理を行います。

②勤務時間を客観的に把握する仕組みの構築

ア　学校における働き方改革を進めていくためには、管理職員のマネジメントが極めて重要であることから、県における新任校長・教頭研修等において、職員の勤務時間の管理、健康安全の管理、校内組織の管理を始めとしたマネジメント能力を養成する研修等を通じての意識改革と実践力の向上を図ります。

③教諭等及び事務職員の標準職務の明確化

ア　教諭等及び事務職員の業務を学校管理規則等により定め、明確化・適正化を図ることにより、本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境整備に努めます。また、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努めます。

④調査業務等の見直し

ア　学校に送付する文書類（電子データ含む）を精査し、縮減に努めます。

イ　町独自の学校への調査は必要最小限とし、町他部署からの依頼・調査についても精査し、縮減に努めます。

【学校における取組】

各学校においては以下の内容を踏まえ、校長のリーダーシップの下、学校の実情に即した取組を、校内の意思統一を図りながら、主体的・組織的に推進するものとします。

（１）働きやすい環境の整備

①教育職員の意識改革

ア　年次休暇の計画的利用を推進します。

イ　子どもの学校行事等があったときに、年次休暇を取得できるよう配慮します。

ウ　業務改善が図られるよう、業務改善に係る好事例を周知したり、週１回「ノー残業デー」の設定をするなど、意識の醸成に努めます。

エ　働きやすい環境作りのため、休暇制度や子育て支援制度について周知し、制度等の一層の理解を深めるよう努めます。

②長期休業期間における年次休暇（まとめ取り）の推進

ア　長期休業期間における年次休暇（まとめ取り）の積極的利用を推進します。

③弾力的な勤務時間の割振り

ア　修学旅行等の引率業務や学習発表会（文化祭）及び運動会（体育祭）等の学校行事･事前準備等における４週間単位の変形労働勤務時間制の活用を推進します。

④メンタルヘルス対策の充実

ア　職員が気兼ねなく情報交換や相談ができる雰囲気の醸成に努めます。

イ　ハラスメントを防止し、職員自らがストレスを予防・軽減できるように、メンタルヘルスに理解のある職場づくりに努めます。

⑤職員間の業務の平準化

ア　業務運営が効率的、効果的になされるよう校務分掌等の見直しを行います。

イ　職員間で業務を分担し合える体制づくりに努めます。

ウ　担当する業務等についての情報交換を密にし、職員同士の連携を強めます。

⑥地域の人材の有効活用

ア　学校評議員や民生委員、行政区長などを効果的に活用し、学校と地域の連携を強化します。

イ　外部人材（指導者）の指導力向上のため、研修会への参加を促します。
ウ　学校図書館の整理等のボランティアを募ります。

（２）部活動指導に係る負担の軽減

①部活動休養日等の完全実施

ア　教員の部活動指導における負担が過度にならないように、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進めます。
イ　保護者等に対して、活動方針や計画（休養日の設定など）について説明し、共通理解を図ります。

②部活動の地域への移行や合理的・効果的な部活動の推進

ア　複数の学校による合同部活動の在り方や、スポーツ少年団等との積極的な連携等情報収集し検討します。
イ　限られた教員数の中で部活動を実施するためには、部の再編も視野に入れた検討を行います。
ウ　休日の部活動を段階的に地域の活動へと移行することを目指す国の部活動改革の方向性を踏まえ、国や県と連携し、実施情報等を取り入れながら、普及に努めます。

（３）勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営

①在校等時間の客観的な記録

ア　出退勤時間の適切な管理により、教育職員の在校等時間を客観的に記録し、勤務状況を証明する重要な記録であることを踏まえ、公文書として保存管理を行います。

②職員の勤務状況の把握の徹底

ア　職員の勤務時間について客観的な方法で把握し、過重労働による健康被害の防止に努めます。その際、校長は実際より短い虚偽の時間を記録しないよう職員に対して指導するものとします。

③会議等の運営方法の工夫

ア　会議、打合せの必要性を精査し、回数の削減を図ります。
イ　会議への出席は必要最小限の人数にするとともに、効率的な運営に努めます。

５　保護者・地域住民等への理解・協力の推進

これまで学校、教育職員が慣習的に行ってきた業務の中には、教育職員の情熱と献身的な努力によって担ってきたものが少なくありません。また、それらの業務の多くは範囲が曖昧なまま行っている実態があり、明確化・適正化を図ることは、「学校における働き方改革」を推進するために必要不可欠であり、平成 31 年１月の中央教育審議会の答申においても、考え方が示されたところです（下表参照）。

教育職員の長時間労働を改善し、授業や準備等に集中し、やりがいをもって勤務することができる環境を整備することが学校教育の質の向上につながります。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携・協力して進めなければならず、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要 があります。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対して、適切に説明責任を果たし、理解と協力を得るためにも、業務改善や教育職員の働き方改革について学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等へ丁寧に説明し、その役割を委ねて行きます。

☆これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方☆

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された 時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整 ※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） ⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等） ⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等） ⑧部活動（部活動指導員等） ※部活動の設置・運営は法令上の業務ではないが、ほとんどの中学校・高校で設置。多くの教員が顧問を担わざるを得ない実態。	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） ⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑪学校評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） ⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等） ⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等） ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

※「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（平成 31 年 1 月中央教育審議会）」より抜粋

６　参考資料

○「学校における働き方改革」文部科学省ホームページ
○「全国の学校における働き方改革事例集」令和３年３月　文部科学省
○「学校における働き方改革プラン」令和２年３月　青森県教育委員会
○「学校における働き方改革プランに係る取組状況調査結果」
（令和２年度/市町村教育委員会）令和３年８月　青森県教育委員会
○「横浜町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」
（令和６年 12 月 24 日　教委規則第４号　横浜町教育委員会）
○「横浜町立中学校における部活動の地域移行推進計画」
（令和７年６月　横浜町教育委員会）

横浜町立横浜小中学校における働き方改革プラン

令和７年 12 月 策定
編集・発行　　横浜町教育委員会
青森県上北郡横浜町字三保野 57 番地８
電話（代表）0175-78-6622　（FAX）0175-78-6112
Email:yokohoma-edu@town.tokohama.lg.jp